

第 19 回教育委員会会議

令和5年12月12日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

報告第38号

学校事務改善について

学校財務に関する改善に向けた 取組みについて

学校事務改善ワーキンググループ

令和5年10月

学校事務改善WGの設置

背景

令和4年度以降、学校財務に関する不適切な事務が頻発
そのうち内部統制における運用上の重大な不備事案も発生

設置目的

適正な事務が遂行できる仕組みを構築し、改善に向けた方策を検討するため
ワーキンググループを設置

取組状況

- 令和5年 6月29日 第1回WGの開催（今後の方向性、作業部会の検討内容を決定）
- 令和5年 7月 6日 第1回部会の開催（不適切な事務処理事案の分析・検討）
- 令和5年 7月25日 第2回部会の開催（分析結果に対応する今後の改善に向けた取組みを整理）
- 令和5年 8月 8日 第2回WGの開催（部会資料「今後の改善に向けた取組み」を承認）
- 令和5年10月 6日 第3回部会の開催（学校財務に関する改善に向けた取組みを整理）
- 令和5年10月23日 第3回WGの開催

学校財務の不適切事務の主な原因分析

主な事案概要

- ✓ 随意契約による物品調達を行う必要があるところ、意図的に複数回に分け学校事業資金で支払いを行っていた。
- ✓ 不正な抽選により見積書依頼業者を選定していた。
- ✓ 物品購入契約にかかる必要な事務手続きを行わず、物品を発注し、受け取っていた。
- ✓ 会計処理上の不備があり、辻褄を合わせるため、契約業者とは別の頼みやすい業者に領収書作成を依頼した。

考えられる発生要因

- ✓ 事務職員の学校財務に関する理解不足、事務職員の規範意識の欠如（コンプライアンス違反）
- ✓ 当該校における管理職による管理監督の不十分、管理職の学校財務に関する理解不足による誤った業務指示
- ✓ 1人配置校といったことに起因する学校財務に関する相互チェック不足

その他に

不適正事務事案の増加に関してWGでの議論においては、学校事務職員の多くが1人配置のため学校内での職員育成不足、校長の決裁権者としての責任感の不足、事務局による指導・監察機会の減少、といったことも要因として挙げられた。

したがって、これら要因の改善に向け

- ① 学校事務職員に向けた対策
- ② 管理職に向けた対策
- ③ チェック機能強化に向けた学校内外からの相互牽制の仕組みを構築し、事務局の監察機能の強化が必要！

学校財務事務の改善に向けた取組み

① 事務職員に向けた対策

【新規】 令和5年10月～

○学校財務に関する情報の発信

・SKIPポータル等を活用し、定期的に学校財務に関する参考事例などの情報発信を行う。

【拡充】 令和5年10月～

○学校財務に関する研修の実施

・令和3年11月報道発表の不適切な事務処理事案の際に実施した全学校事務職員向けの研修内容から、新たに重大な不備を含む不適切な事務処理事案、契約方針等の改正（令和5年7月）ものを踏まえた内容に修正し、新たに管理職まで対象を拡大し、研修を行う。

② 管理職に向けた対策

【新規】 令和5年11月～

○学校財務に関する研修を実施

・これまで未実施であった、管理職向けに特化した学校財務に関する研修を新たに行う。

【拡充】 令和5年9月～

○事務指導監察実地調査内容の充実

・これまで現金等出納保管事務を中心に実施してきた実地調査を不適切事案の再発防止の観点から、校園契約や学校徴収金なども必要に応じて実施。5

③相互チェック機能、学校内外からの相互牽制の強化に向けた対策

【拡充】 令和5年7月～

○共同学校事務室における構成校への訪問及び書類点検

- ・令和5年度共同学校事務室の全市実施に伴い、各共同学校事務室において、室長・副室長が中心となり定期的に構成校を訪問し、業務内容や帳票の確認を行う。

【拡充】 令和5年7月～

○学校財務にかかる審査ルートの追加

- ・学校財務（一部）にかかる決裁ルートに、共同学校事務室を追加して、学校長の決裁の前に制度理解や事務処理に精通した室長・副室長が審査することにより、学校財務の審査機能の向上を図る。

【拡充】 令和5年10月～

○重要チェックポイントの活用および共有（参考1）

- ・これまでのポータルサイトを活用した契約制度や業務マニュアルの改正の周知に加え学校財務における重要チェックポイントを周知し、学校内において管理職・事務職員双方で共有することにより課題認識の浸透を図る。

【検討】 令和6年度以降

○不適切な事務処理を未然防止するため、より効果的な手法を検討

- ・適切な事務処理が行えるよう事務局から学校へのアプローチを検討。

学校財務事務の改善に向けた取組み（前後）

明らかになった課題

これまでの取組み

今後新たに行う取組み



学校運営支援センター
(学務担当ほか)

- 管理職への管理監督の周知
- 管理職・学校事務職員への財務研修が必要

- 制度改正にかかる通知等
- 適切な事務処理研修（単発）

- 業務マニュアル等の掲載

- 【新規】ポータルサイトなどを活用し、定期的に学校財務に関する情報発信

- 【拡充】管理職・学校事務職員へ必要に応じた財務研修

- 【新規】管理職向け財務研修の実施（管理職向けの内容に特化）

- 【拡充】これまでの契約制度などの周知に加え、重要チェックポイントを活用し、管理職・事務職員双方で共有の課題を認識



事務管理担当
(指導監察・研修)

- 調査対象校の選定・調査内容の充実が必要

- 学校事務職員一般研修の実施

- 組織間の相互牽制が必要

- 学校への実地調査（現金出納事務）

- 【拡充】事務指導監察の実施において、調査内容も充実（学校財務全般）



共同学校事務室

- 校内でのチェック体制

- 学校間連携による相互点検や他校への業務支援

- 【拡充】共同学校事務室における構成校への訪問及び書類等の点検

- 【拡充】支出決議にかかる決裁ルートの追加（審査者を追加）

これまでの取組みに加え